

## 第2章 使用済自動車の引取・解体時における具体的な実務

### 1. 使用済自動車の引取り

#### (1) 使用済自動車の引取りについて

- ・前工程の事業者から使用済自動車の引取りを求められた場合は、ゴミの混入などの正当な理由がある場合を除き、使用済自動車を引き取る必要があります。
  - ・前工程の事業者から使用済自動車が搬入された場合、車台番号を確認（車台と同時に前工程から引き取ったりサイクル券も活用可能）して、電子マニフェストシステムにより前工程の事業者の引渡報告が行われていることをチェックし、引取報告を行います。
- 前工程の引渡報告が行われていない場合は、引取報告を行えません。

自動車リサイクル法の対象となる使用済自動車（2005年1月1日以降に引取業者が引き取ったものが対象）について前工程で引渡報告が行われていない場合は、前工程の事業者等に電話等で確認し、引渡報告を行っていただく。自動車リサイクル法の対象とならない使用済自動車（2004年12月31日以前に引取業者が引き取ったものが対象）については、従来どおりのルール・慣習に従って処理してください。

#### (2) 商用車の架装物の扱いについて

商用車を使用済自動車として引き取る場合は、その架装物の扱いについて以下のような注意が必要です。

##### 1) 自動車リサイクル法対象外となる架装物

- ・下記の架装物については、シュレッダー業者で処理されることが少なく、載替えや別用途での利用などにより再利用されることが多いことから、自動車リサイクル法の対象外とされています。これらの法対象外架装物をキャブ付シャシ部分と一緒に解体する場合には、架装物部分には引取義務はなく、その処理に必要な費用についてもシュレッダーダスト料金に含まれていませんので、そのことを考慮して前工程や後工程の事業者との取引を行ってください。（車台詳細情報の架装物区分03）

#### 保冷貨物自動車の冷蔵用装置その他のバン型の積載装置



#### コンクリートミキサーその他のタンク型の積載装置



#### 土砂等の運搬用自動車の荷台その他の囲いを有する積載装置



#### トラッククレーンその他の特殊の用途にのみ用いられる自動車に装備される特別な装置

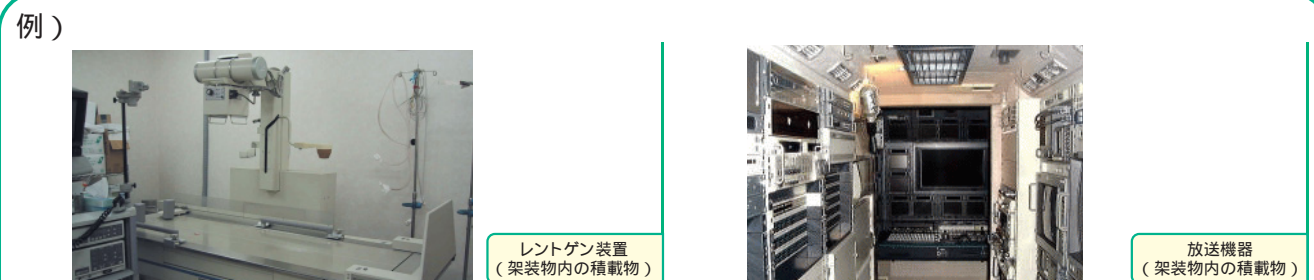


##### 2) 自動車リサイクル法対象となる架装物(架装物から発生するASRの処理費用がシュレッダーダスト料金に含まれる)

- ・一体型の架装物（床・壁・天井・中仕切り）は分離できないためシュレッダー業者で処理されることから、自動車リサイクル法対象架装物としてASRとなった後の処理に必要な費用はシュレッダーダスト料金に含まれています。（車台詳細情報の架装物区分01、02）



- ・ただし、架装物内の積載物（レントゲン車におけるレントゲン装置等）がシュレッダーダストとなった後の処理に必要な費用はシュレッダーダスト料金に含まれていませんので、そのことを考慮して前工程や後工程の事業者との取引を行ってください。



- 3) その他処理費用がシュレッダーダスト料金に含まれていない架装物  
 ・産業機械・重機運搬車などの「荷台の木材」は、これまでの慣習どおり、原則としてシュレッダー業者には引き渡さないようにしてください。(車台詳細情報の架装物区分03)



**確認方法**

**現物の目視による確認**

使用済自動車の架装物の種類を目視により確認します。



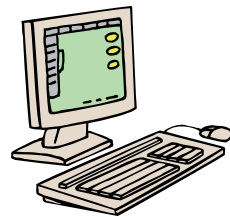
**架装物判別ガイドライン(仮称)による確認(作成中)**

車検証記載の「車体の形状」をキーに、法対象架装物と法対象外架装物の区別や架装物部分がシュレッダーダスト処理料金に含まれているか否かについて図解入りで説明する冊子を作成し、別途ご案内する予定です。



**電子マニフェストシステムの画面またはリサイクル券を利用した確認**

電子マニフェストシステムの車台詳細情報画面では架装物区分として下記の番号および記述が表示されています(次ページ「車台詳細情報画面」をご覧ください)。また、番号については、リサイクル券の事務処理番号の下2桁目でも確認できます(次ページ「リサイクル券」をご覧ください)。



01: 架装物はリサイクル料金に含まれる	リサイクル(シュレッダーダスト)料金にASRとしての処理費用が含まれている車台(改造等により架装物が付加された場合の分も含む)	乗用車 観光バス等
02: 架装物の一部はリサイクル料金に含まれる(マニュアルで確認が必要)	リサイクル(シュレッダーダスト)料金にASRとしての処理費用が含まれている一体型の架装物(床・壁・天井・中仕切り)とリサイクル(シュレッダーダスト)料金にASRとしての処理費用が含まれていない積載物が混在した車台 引取・引渡時にその旨ご注意ください	レントゲン車 (レントゲン装置は積載物)等
03: 架装物はリサイクル料金に含まれない	架装物が再利用されたり破砕処理(シュレディング)されないためリサイクル(シュレッダーダスト)料金にASRとしての処理費用が含まれていない車台 引取・引渡時にその旨ご注意ください	保冷貨物自動車 産業機械運搬車等
04: 架装物がリサイクル料金に含まれているかどうか不明(マニュアルで確認が必要)	リサイクル(シュレッダーダスト)料金にASRとしての処理費用が含まれている架装物かどうか不明であり、架装物判別ガイドライン(仮称)で確認が必要な車台 架装物判別ガイドライン(仮称)で確認を行い、対応してください	2004年12月31日までに販売された車台すべて

**車台詳細情報画面**

◆車台基本情報		◆メーカー等提供のエアバッグ類装備情報 (「※」はオプション装着の可能性がありますので、現車をご確認ください)	
車台番号	12345678901234567890	運転席	1
型式	1234567890	助手席	1
車名	NNNNNNNNNN	サイド	※
移動報告番号	123456789012345	カーテン	0
義務者メーカー名	NNNNNNNNNN	プリテン	2
型式指定番号	8530	◆エアバッグ類 詳細情報	
類別区分番号	089B	一括作動システムへの対応	一括作動システム対応車両です
◆リサイクル料金預託の有無		襟袂式の部位	シートベルトプリテンショナーのみ襟袂式を装備しています
フロン類預託	有	その他1	サイドエアバッグはオプション装備のため装備を確認して下さい
エアバッグ類預託	有	その他2	
◆車台装備情報		◆車台実車装備情報	
フロン類車種クラス	乗用車等	フロン類装備	有
脱フロンエアコン	無	フロン類種別	CFC
架装物区分	01: 架装物よりリサイクル料金に含まれる	エアバッグ類装備	有

**リサイクル券**

[ A券 ] 預託証明書 (リサイクル券) XXXXXXXX

(車両欄)

リサイクル券番号	XXXX-XXXX-XXXX
車台番号	-XXXXXXXXXX
車名	

(料金欄)

シュレッダーダスト料金	¥
エアバッグ類料金	¥
フロン類料金	*****
情報管理料金	¥
預託金額合計	¥

財団法人 自動車リサイクル促進センター  
 2005年1月8日発行  
 事務処理番号: 1-1234567890-48

本券(A券)は車両欄記載の車台番号の車両にのみ有効です。料金欄で「\*\*\*\*\*」と表示されている項目はリサイクル料金が預託されていない装備です。使用済自動車引渡時に装備がある場合はリサイクル料金の追加預託が必要です。

引取日: 年 月

架装物の適正処理を進めるため、解体マニュアルの策定、材料表示、適正処理ネットワークの整備、解体しやすい架装物設計等について、(社)日本自動車工業会および(社)日本自動車車体工業会が自主取組みとして推進中です。

